

4. 貨物利用運送事業

(1) 貨物利用運送事業者数の推移

県別	種別	年度																			
		30				1				2				3				4			
		鉄道	自動車	内航	外航	鉄道	自動車	内航	外航	鉄道	自動車	内航	外航	鉄道	自動車	内航	外航	鉄道	自動車	内航	外航
愛知	第一種	5	970	56	24	5	1,008	56	23	4	1,054	57	24	4	1,110	57	24	3	1,148	59	24
	第二種	42		38	29	43		41	30	46		43	30	49		44	30	49		49	31
静岡	第一種	2	359	15	3	2	366	15	3	2	371	16	3	2	382	16	3	2	382	16	3
	第二種	27		17	5	29		17	5	29		18	5	29		18	5	29		19	5
岐阜	第一種	1	155	1		1	160	1		1	172	1		1	182	1		1	195	1	
	第二種	11		3	2	11		3	2	11		3	2	11		4	2	9		4	2
三重	第一種	3	261	13	1	3	265	13	1	3	272	12	1	3	280	13	1	3	293	14	1
	第二種	13		7	2	13		7	2	14		7	2	14		8	2	14		8	2
福井	第一種	1	94	1	1	1	95	1	1	1	99	1	1	1	101	1	1	1	102	1	1
	第二種	12		3	2	12		4	2	12		5	2	12		5	2	12		5	2
合計	第一種	12	1,839	86	29	12	1,894	86	28	11	1,968	87	29	11	2,055	88	29	10	2,120	91	29
	第二種	105	0	68	40	108	0	72	41	112	0	76	41	115	0	79	41	113	0	85	42

注 (1) 鉄道に係る事業者は本社所在地の県に計上し、他局の事業者は主たる拠点駅の所在地の県に計上した。

(2) 自動車に係る事業者は、管内で許可又は登録(旧法の登録)を受けた者を計上した。

(3) 内航に係る事業者は、管内で許可を受けた者を計上した。